

## 司法書士による全国一斉『遺言・相続』相談会開催について

青森県司法書士会(会長 久保隆明)では、司法書士制度が、2022年8月3日をもって150周年を迎えることから、記念して日本司法書士会連合会と全国50の司法書士会及び関連団体と共催で、全国一斉『遺言・相続』相談会を開催いたします。

本相談会は、2024年に予定されている相続登記の義務化を見据え、相談に不応するほか、最近、相談が増えつつある遺言の作成等の円滑な相続を行うための準備に関する相談にも不応することを予定しています。

### ◆開催日時

8月7日(日) 10時~16時

### ◆実施方法

電話相談(当日のみ通話可能)

☎ 0120-339279

### ◆相談料

無料(個別継続相談は有料)

### ◆問合せ先

青森県司法書士会事務局

☎ 017-776-8398

## 職業相談『働く自信をつけたいあなたを全力サポート!』

長期間職業に就けず、悩んでいる方や学校中退者、進路未決定での学校卒業生などを対象に、就職に向けた支援を行っております。

### ◆対象者

15歳~49歳までの方

### ◆実施方法

予約制、相談・講座無料

### ◆むつ出張相談の開催場所

むつ市役所庁舎ジョブカフェあおもり サテライトスポットむつ内

### ◆出張日

毎週木曜日(祝日除く)

### ◆問合せ先

あおもり若者サポートステーション

☎ 017-775-5301

受付時間 8時30分~17時15分

※前日までにご連絡ください。

## ◆国民年金保険料の追納をお勧めします

~国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ~

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を補うために、10年以内であれば、後から保険料を納めることができます。申請方法や申請書等は、日本年金機構のホームページに掲載されております。

### ◆問合せ先

税務住民課 住民G

☎ 0175-27-2111

日本年金機構むつ年金事務所

☎ 0175-22-4947

## ◆個人事業税(県税)について

個人事業税は、一定の事業を営む個人の方に課される県の税金です。原則として、前年の不動産所得及び事業所得から必要経費と各種控除額を引いた額に対して課税されます。対象者には8月と11月に金融機関やコンビニエンスストアで納付できる納税通知書を送付します。

また、口座振替もご利用いただけますので、最寄りの取扱金融機関または各地域県民局県税部にてお申込みください。詳細は、県税HPをご覧ください。

### ◆問合せ先

下北地域県民局県税部課税課

☎ 0175-22-8581

(内線208)

## 『法務局の自筆証書遺言保管制度をご利用ください。』

令和2年7月10日から、法務局で自筆証書遺言書を保管する制度が開始されています。

この制度は、自筆証書遺言書を法務局に預けることで、遺言書を他人に見られることがなく、遺言書の改ざんや紛失を防ぎ、相続をめぐる紛争を防止するとともに、ご自身の財産を確実にご家族等に託すことができ、家庭裁判所の兼任も不要となっています。

また、遺言者が希望すれば、遺言者がなくなった後、相続人等から死亡に関する連絡を待たず、遺言者が指定した方に遺言書を法務局が保管している旨の通知を行うことができます。

### ◆問合せ先

青森地方法務局供託課

☎ 017-776-9030

## お知らせ

## 募集

## イベント情報



## お知らせ

### 後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

#### ① 振込口座の変更届出について

高額医療費等の給付申請の際に届出した振込口座に変更(解約・金融機関の店舗統廃合等)があったときは、必ずお住いの市町村へ届出をお願いします。

#### ② パンフレット「いきいき健康づくりのために」の活用について

青森県後期高齢者医療広域連合では、被保険者のみなさまの日頃の健康管理にご活用いただくため、パンフレット「いきいき健康づくりのために」を作成し、被保険者証の送付時に同封しています。どうぞお役立てください。

#### ③ 交通事故等にあつたとき

交通事故や暴力等、第三者(自分以外の人)の行為によって負傷され、被保険者証を使って治療を受けたときは、必ずお住いの市町村へ届出してください。また、自損事故や業務中の事故で労災が適用されない場合も届出が必要です。

詳細については、下記連絡先までお問合せください。

### ◆問合せ先

税務住民課 国民健康保険G

☎ 0175-27-2111

青森県後期高齢者医療広域連合

☎ 017-721-3821

## 国民年金からのお知らせ

### ◆新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方へ

令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合に、国民年金保険料の臨時特例免除申請ができる可能性があります。手続きの方法や申請書等は、日本年金機構のHPに掲載されています。

(<https://www.nenkin.go.jp>)

また、令和3年度で臨時特例免除を承認された方で、引き続き令和4年度(令和4年7月から令和5年6月まで)も臨時特例免除を希望される方は、再度申請が必要となりますので、忘れずに申請をお願いいたします。

LINE 公式アカウント

---ひがしどおりむら---

# 東通村

友だち  
募集中

@vill.higashi

青森県 東通村